造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影する ものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければなら ない。

なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機 (予備を用意しておく)
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2. イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを 確かめなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ (7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所(小班)を撮影することとする。

(写真整理)

4 撮影箇所毎(作業前・作業中・作業後)に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアル バムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及 び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾 を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用 で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその 事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

(放射線障害防止措置)

1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある 区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号 札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければな らない。

(地床植生の刈払い及び処理)

3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。 ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

(立木、末木枝条の処理)

4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向は できる限り水平方向としなければならない。

伐倒木、末木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は 適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着 させなければならない。なお末木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となると ころは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

(作業歩道の作設)

5 作業歩道は幅員 0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けし なければならない。

(有用天然木の範囲)

6 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等 広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、 オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその 事由を申し出て、指示を受けなければならない。